

参考資料

【1】 関係資料	1
・「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」意見のとりまとめの概要	2
・獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議について	3
・獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の審議経過	6
【2】 データ・報告書等	8
・獣医学関係学部研究科一覧	9
・附属家畜病院の状況	10
・獣医師数の推移	11
・「国立大学における獣医学教育の充実方策について」（平成16年7月）の要点	12
・平成16年「国立大学における獣医学教育に関する協議会」提言の実施状況	13
・獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 教育内容に関する小委員会報告（平成21年7月22日）	16
・獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（平成22年8月）の概要	24
・口蹄疫対策検証委員会報告書（平成22年11月24日）の概要	26
・獣医学生の臨床実習における獣医師法第17条の適用について （平成22年6月30日 農林水産省消費・安全局蓄水産安全管理課長）	31
【別冊】 獣医学教育モデルコアカリキュラム	

【1】關係資料

「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」意見のとりまとめ(概要)

- 平成23年3月 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 -

1. 獣医学教育を取り巻く状況の変化

→ 現場の最前線で活躍できる高度な実践力を備えた獣医師の養成が、獣医学教育の喫緊の課題・責務

- ①社会ニーズに対応した人材の高度化(口蹄疫や鳥インフルエンザ・BSE等の発生、獣医療の多様化・高度化)
- ②獣医師養成の国際的通用性の確保(国際獣疫事務局において獣医師が備えるべきコンピテンシーリストが検討)
- ③我が国の獣医師の現状を踏まえた対応(産業動物分野等の魅力向上、高度な実践力を有する獣医師養成が必要)
- ④我が国の大学教育改革を踏まえた対応(高等教育の質保証が重要な課題、医学等における質保証の取組例)

○平成16年7月の「国立大学における獣医学教育の充実・改善方策について」を踏まえた各大学の取組の成果の検証と、更なる検討の必要性。

2. 獣医学教育の各分野の現状と課題

→ 平成21年3月「教育内容に関する小委員会」を設置し、16大学の教育内容・教育研究体制を分析

- ①最低限共通的に教育すべき内容を十分に教育できていない大学がある。
- ②新たな分野(獣疫学、動物行動治療学等)への対応が十分取れていない。
- ③将来のキャリアと学びを関連づける教育に課題がある。
- ④獣医師として求められる**実践的な力を育む教育**(実習科目や応用系・臨床系の講義科目等)に**課題**がある。
- ⑤大学ごとの分析として**獣医師養成課程の規模の小さい大学に課題**が多い。

3. 獣医学教育改革の基本的方向性と改善に向けた具体的方策

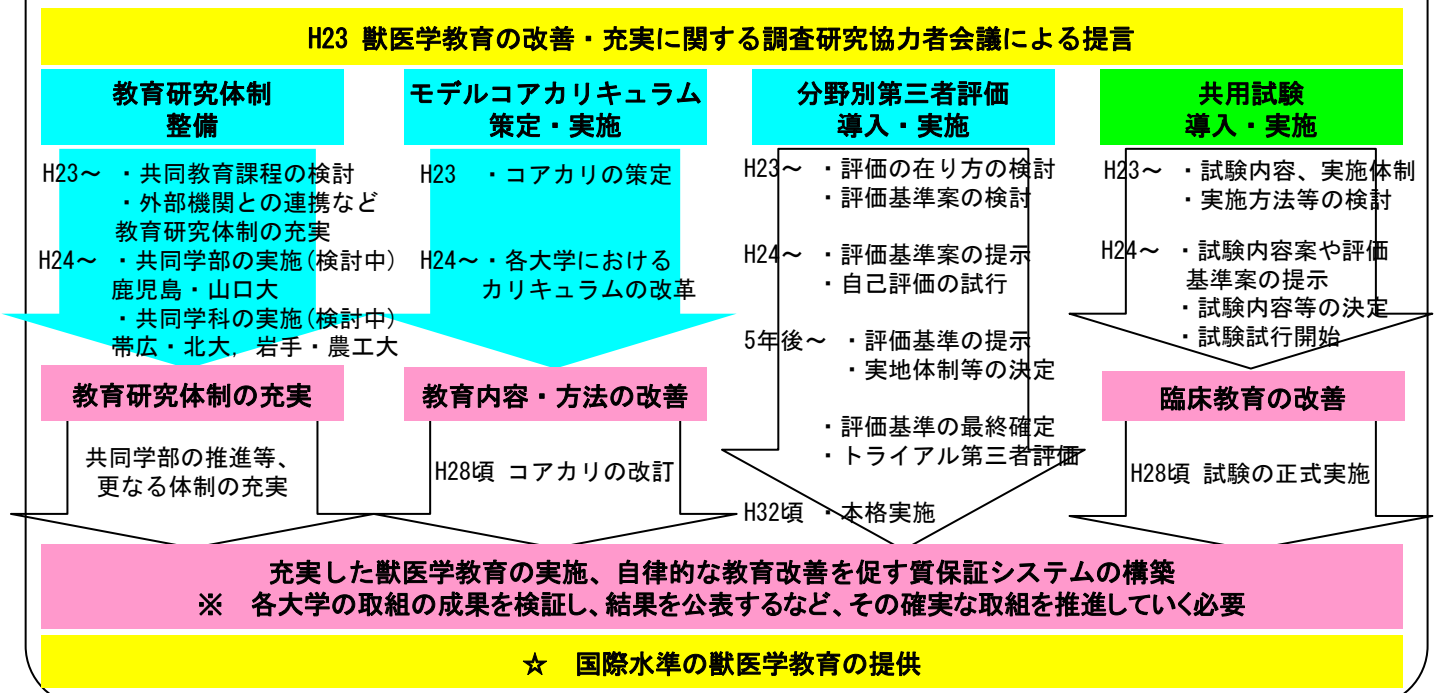
⇒ 以上の課題を解決しつつ、国際水準の教育を実現するためには、全国の獣医学関係者の総意のもと教育改革の取組をスピーディーに推し進めることが必要。

- ①**モデルコアカリキュラムの策定**等による教育内容・方法の改善促進
- ②自己点検・評価の実施や**分野別第三者評価の導入**など、獣医学教育の質を保証するため評価システムの構築
- ③**共同学部・共同学科の設置**など大学間連携の促進による**教員の確保を含めた教育研究体制の充実**
- ④**実習室等の教育環境及び附属家畜病院の充実**や、**外部専門機関等との連携**による臨床教育等の充実
- ⑤**共用試験の導入**に向けた検討(診療行為に参加する学生の事前評価について社会的信頼を得る仕組みを構築) など

国際水準の獣医学教育の実施に向けた改革工程(イメージ)

※ 工程に示した期間は、医学・薬学等の事例を参考にして、あくまで目安として示したもの

H23 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議による提言



獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議について

平成20年11月17日

高等教育局長決定

1. 目的

社会的ニーズの変化や国際的な通用性の確保、獣医師の活動分野等の偏在など我が国における獣医学教育をめぐる状況を踏まえ、大学における獣医学教育の在り方について調査研究を行い、獣医学教育の改善・充実を図ることを目的とする。

2. 調査研究事項

- (1) 社会的ニーズ等に対応した教育内容の在り方について
- (2) 教育の質の保証の在り方について
- (3) 教育研究体制の在り方について
- (4) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の協力者により調査研究を行う。
- (2) 必要に応じ、小委員会を設置して検討を行うことができるものとする。
- (3) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者からの意見等を聴くことができるものとする。

4. 実施期間

平成20年11月17日から平成22年3月31日までとする。

5. その他

本会議に関する庶務は、高等教育局専門教育課において処理する。

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 協力者名簿

※ 五十音順（敬称略）
 ※ ◎座長、○座長代理
 ※ 役職は平成22年4月現在

石黒	直隆	岐阜大学大学院連合獣医学研究科長
池田	一樹	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長 （平成21年7月14日～）
境	政人	前農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長 （平成20年11月17日～平成21年7月13日）
伊藤	茂男	北海道大学大学院獣医学研究科長・獣医学部長
加地	祥文	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長
片本	宏	宮崎大学農学部獣医学科教授
廉林	秀規	東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長
◎	唐木 英明	日本学術会議副会長
	小崎 俊司	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科長
○	酒井 健夫	日本大学総長
	田中 美貴	埼玉県川越家畜保健衛生所家畜防疫担当課長
	長澤 秀行	帯広畜産大学長
	西原 眞杉	社団法人日本獣医学会理事長 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	政岡 俊夫	麻布大学長
	矢ヶ崎忠夫	社団法人日本動物用医薬品協会専務理事
	山崎 光悦	金沢大学理工学域長・工学部長
	山崎 恵子	ペット研究会「互」主宰
	山田 章雄	国立感染症研究所獣医学部長
	山根 義久	社団法人日本獣医師会会長
	吉川 泰弘	東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授
<オブザーバー>		
	西山 理行	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長 （平成22年4月1日～）
	安田 直人	前環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長 （平成21年4月1日～平成22年3月31日）
	植田 明浩	前々環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長 （平成20年11月17日～平成21年3月31日）

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議
教育内容に関する小委員会 委員名簿

※ 五十音順（敬称略）

※ ○委員長

※ 役職は平成21年2月現在

石黒 直隆 岐阜大学大学院連合獣医学研究科長

尾崎 博 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

片本 宏 宮崎大学農学部獣医学科長

佐藤 晃一 山口大学農学部獣医学科准教授

佐藤 れえ子 岩手大学農学部獣医学科教授

多川 政弘 日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科教授

田村 豊 酪農学園大学獣医学部獣医学科教授

西原 眞杉 社団法人日本獣医学会理事長
東京大学大学院農学生命科学研究科教授

○吉川 泰弘 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の審議経過

- 第1回 平成20年12月17日 ○獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の運営について
○獣医学教育の在り方について
- 第2回 平成21年 1月21日 ○獣医師に求められる知識・技能、資質について
- 第3回 平成21年 2月12日 ○教育内容・方法の在り方について
○教育内容に関する小委員会の設置について
- 第4回 平成21年 3月16日 ○教育研究体制の在り方について
- 第5回 平成21年 4月27日 ○獣医学教育の質保証の在り方について
○教育内容に関する小委員会経過報告
- 第6回 平成21年 7月22日 ○教育内容に関する小委員会報告について
- 第7回 平成21年 8月11日 ○獣医事審議会における「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針策定に向けて」の検討状況について
○「今後の獣医学教育の改善・充実方策に関する意見のまとめ(骨子案)」について
- 第8回 平成22年 3月31日 ○「今後の獣医学教育の改善・充実方策に関する意見のまとめ」に向けて審議を深めるべき論点(案)
- 第9回 平成22年 5月11日 ○「今後の獣医学教育の改善・充実方策に関する意見のまとめ(素案)」について
- 第10回 平成22年11月17日 ○口蹄疫の発生を踏まえた今後の我が国の獣医学教育の在り方
○今後の我が国の獣医学教育の改善・充実の方向性と具体的方策
- 第11回 平成23年 3月 7日 ○「口蹄疫対策検証委員会報告書」について
○分野別第三者評価の在り方について
○「今後の獣医学教育の改善・充実方策に関する意見のまとめ(案)」について
- 第12回 平成23年 3月23日～29日(書面審議)
○「今後の獣医学教育の改善・充実方策に関する意見のまとめ(案)」について
○今後検討すべき論点について

【教育内容に関する小委員会】

- | | | | | |
|-----|-------|----|-----|--|
| 第1回 | 平成21年 | 3月 | 3日 | ○作業内容について
○作業の進め方について |
| 第2回 | 平成21年 | 4月 | 13日 | ○必要とされる授業科目と履修内容について
○各大学の教育内容の分析方法について |
| 第3回 | 平成21年 | 5月 | 15日 | ○必要とされる授業科目と履修内容について
○各大学の教育内容の分析方法について |
| 第4回 | 平成21年 | 6月 | 5日 | ○各大学の教育内容の分析方法について
○分析結果から読み取れる点について |
| 第5回 | 平成21年 | 6月 | 30日 | ○大学における獣医学教育の状況について
○必要とされる獣医学教育の改善について |
| 第6回 | 平成21年 | 7月 | 15日 | ○教育内容に関する小委員会報告案について
○報告書案添付資料について |

【2】データ・報告書等

獣医学関係学部研究科一覧

区分	大 学					大 学 院		
	大 学 名	学 部 名	学 科 名 等	入 学 定 員	専 任 教 員 数	研 究 科 名	専 攻 名	博 士 課 程 入 学 定 員
国立	北 海 道	獣 医	獣 医	40	46	獣 医 学	獣 医 学	24
	帯 広 畜 産	畜 産	獣 医	40	40	(岐阜大学連合獣医学研究科に参加)		
	岩 手	農	獣 医	30	31	(岐阜大学連合獣医学研究科に参加)		
	東 京	農	獣 医 学	30	40	農 学 生 命 科 学	獣 医 学	13
	東 京 農 工	農	獣 医	35	29	(岐阜大学連合獣医学研究科に参加)		
	岐 阜	応 用 生 物 科 学	獣 医 学	30	31	連 合 獣 医 学	獣 医 学	20
	鳥 取	農	獣 医	35	32	(山口大学連合獣医学研究科に参加)		
	山 口	農	獣 医	30	27	連 合 獣 医 学	獣 医 学	12
	宮 崎	農	獣 医	30	26	医 学 獣 医 学 総 合	医 学 獣 医 学	23の内数
	鹿 児 島	農	獣 医	30	26	(山口大学連合獣医学研究科に参加)		
	小 計				330	328	小 計	
公立	大 阪 府 立	生 命 環 境 科 学	獣 医	40	53	生 命 環 境 科 学	獣 医 学	13
私立	酪 農 学 園	獣 医	獣 医	120	54	獣 医 学	獣 医 学	3
	北 里	獣 医	獣 医	120	53	獣 医 畜 産 学	獣 医 学	3
	日 本	生 物 資 源 科	獣 医	120	41	獣 医 学	獣 医 学	6
	日 本 獣 医 生 命 科 学	獣 医	獣 医	80	60	獣 医 生 命 科 学	獣 医 学	8
	麻 布	獣 医	獣 医	120	54	獣 医 学	獣 医 学	10
	小 計				560	262	小 計	
合 計 (16大学)				930	643	合 計 (宮崎大学除く)		112

(注) 数値は、平成22年5月1日現在の数値。なお、宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科については、医学獣医学専攻の中に高度獣医師養成コースを設置。(文部科学省調べ)

附属家畜病院の状況

区分	大学名	面積 (㎡)	職 員 構 成					臨床研修		患 畜 数				
			教職員 総数	獣 医 師		職 員		年間受入 れ人数 (平成21 年度)	平均研修 期間	患畜 総数	患 畜 数		学用患畜数	
				教育関係 職員	非教育関係 職員	技術職 員	事務職 員他				産業 動物	小動物	産業 動物	小動物
国 立	北海道	2,801	37	20	10	5	2	8	1年	7,492	188	7,265	0	39
	帯広畜産	2,878	23	15	1	5	2	0	—	5,339	2,868	2,122	349	0
	岩 手	1,547	22	13	2	5	2	2	1年	3,588	1,047	2,388	103	50
	東 京	3,091	65	10	38	6	11	8	2年	11,213	2	10,517	1	693
	東京農工	1,479	25	15	8	1	1	40	1年	6,978	13	6917	1	47
	岐 阜	2,252	29	14	3	8	4	5	9ヶ月	7,295	409	6,882	0	4
	鳥 取	1,803	16	12	1	2	1	0	—	3,094	43	2,924	0	127
	山 口	1,070	22	8	10	1	3	4	1.5年	7,128	5	6,895	0	228
	宮 崎	1,634	16	13	0	1	2	0	—	3,161	119	1,374	1,650	18
	鹿 児 島	1,463	29	21	2	3	3	1	6ヶ月	6,013	171	5,812	0	30
	国立平均	2,002	28.4	14.1	7.5	3.7	3.1	—	—	6,130	487	5,310	210	124
公立	大阪府立	2,485	23	18	0	2	3	18	1年	3,938	13	3,925	0	0
私 立	酪農学園	6,238	48	19	12	3	14	13	3年	21,666	8,956	12,316	394	0
	北 里	3,727	34	20	5	1	8	5	2年	4,930	227	4,678	20	5
	日 本	3,672	112	20	82	4	6	49	4年(有給研修) 随時(無給研修)	9,571	18	9,332	10	211
	日本獣医 生命科学	2,262	59	29	13	13	4	16	3年	9,918	23	9,697	15	183
	麻 布	2,206	47	24	5	10	8	93	1年	2,923	233	2,417	233	40
	私立平均	3,621	60.0	22.4	23.4	6.2	8.0	—	—	9,802	1,891	7,688	134	88
国公私平均	2,538	37.9	16.9	12.0	4.4	4.6	—	—	7,140	896	5,966	174	105	

※平成22年5月1日時点

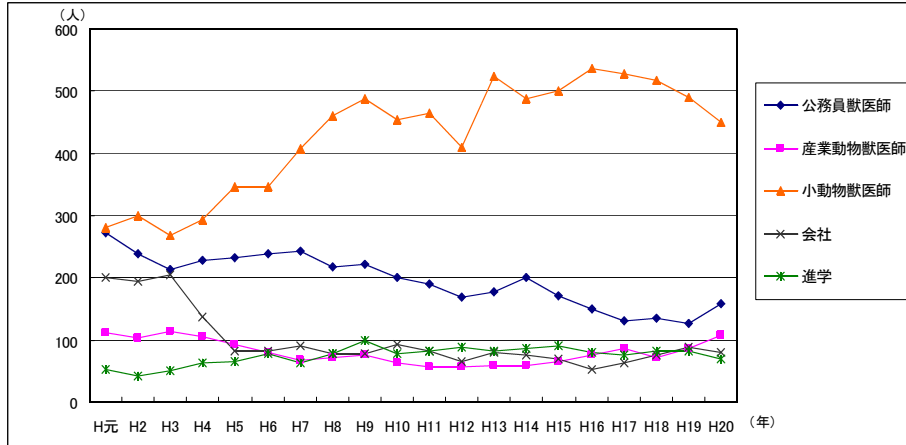
(文部科学省調べ)

獣医師数の推移

1. 獣医関係大学卒業者の進路

(単位:人)

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
公務員獣医師	273	239	213	229	232	238	243	218	222	200	190	169	178	200	171	150	131	136	126	159
産業動物獣医師	111	104	114	106	93	80	68	72	77	63	58	57	60	60	66	76	87	72	87	107
小動物獣医師	282	301	268	293	347	347	407	460	488	455	465	409	524	488	501	536	529	517	491	449
進学	52	43	51	63	66	78	64	79	100	78	83	88	83	87	90	80	76	82	83	70
会社	201	195	205	137	83	82	91	79	79	94	82	65	80	76	70	53	64	77	88	80



2. 職域別獣医師数（獣医師法第22条に基づく届出）

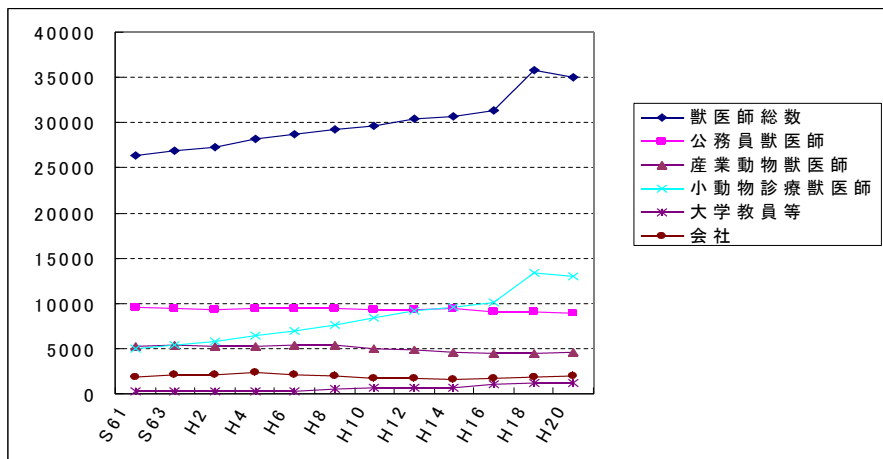
	S61	S63	H2	H4	H6	H8	H10	H12	H14	H16	H18	H20
獣医師総数	26,403	26,941	27,296	28,252	28,745	29,301	29,643	30,447	30,723	31,333	35,818	35,028
公務員獣医師	9,609	9,410	9,351	9,431	9,445	9,385	9,294	9,349	9,402	9,062	8,998	8,950
産業動物獣医師	5,263	5,385	5,272	5,364	5,347	5,381	5,030	4,888	4,590	4,503	4,469	4,541
小動物診療獣医師	5,009	5,335	5,831	6,401	6,999	7,666	8,422	9,177	9,569	10,122	13,312	13,027
大学教員等	318	305	308	285	261	569	655	695	681	984	1,245	1,168
会社	1,897	2,060	2,085	2,347	2,042	1,931	1,730	1,657	1,601	1,687	1,790	1,986

(注)

公務員獣医師：H16以降、本届出に「独立行政法人職員」の分類が新たに設けられたため、独立行政法人化した国立研究所等の職員はH16以降、本欄より除かれている。

大学教員等：

- ・H6までは、「国家公務員の教育公務員」の値（：国立大学職員）を計上。
- ・H8以降は、本届出に新たに設けられた「私立学校職員」の値を合算。
- ・H16以降、本届出に「独立行政法人職員」の分類が新たに設けられ、国立大学法人職員、及び独立行政法人化した国立研究所等の職員は本分類へ位置づけられたため、「私立学校職員」＋「独立行政法人職員」の値を計上。



「国立大学における獣医学教育の充実方策について」の要点

～国立大学における獣医学教育に関する協議会～

1. 国立大学における獣医学教育の現状・課題

①教育組織

- 入学定員は、国立大学25～40名、私立大学80～120名。欧米では90～200名。
- 専任教員数は、国立大学20数名、公私立大学約50名。欧米では100名以上の大学も相当数ある。
- 学生数と教員数の比率では、国立大学は欧州と同等。
- 解剖学、生理学等の基礎獣医学に専任教員が重点的に配置され、臨床や公衆衛生分野の教員配置が少ない。

②入学・卒業状況

- 志願倍率は国立10倍超、私立20数倍と極めて高い。
- 獣医師国家試験合格率は国公立の各大学間で差はなく、概ね90%。
- 卒業生の進路は、農林畜産・公衆衛生関係公務員19%、個人診療施設47%、企業7%、農業団体3%、進学15%と多様。

③授業科目

- 欧米の大学と比較すると、臨床関係、食品衛生関係の授業科目が少ない。
- 高学年時は臨床実習が中心となる欧米と異なり、我が国では卒業研究が中心。

④若手獣医師を雇用する事業所の評価

- 技術職・研究職に従事する若手獣医師は、一定の評価を受けている。
- 診療に従事する若手獣医師の評価は、技術職・研究職に従事する若手獣医師のそれと比べて低い。

⑤卒業者の獣医学教育の評価

- 基礎獣医学領域について不十分とする者の割合は少ないが、臨床分野の科目について不十分とする者の割合が多い。

⑥附属家畜病院

- 支援スタッフの配置が少なく、臨床教員が診療業務の多くを兼務。
- 診療台のような基本設備が代用品で賄われているなど、施設・設備の不十分な病院が見受けられる。

2. 国立大学の獣医学教育の充実のための協議会からの提案

①大学を越えた獣医学科の統合

- 教員や支援職員の拡充の観点では有効かつ重要な手段。
- 各大学の自主性が基本であり、学内、大学間、地域社会との適切な合意形成が不可欠。
- 各大学と地域との関係や卒業獣医師の再教育の機会の確保などを考慮すると大きな困難を伴う。

②大学間の連携

- 産業動物分野、伴侶動物分野、公衆衛生分野など、各大学の地域的特性を活用することによって幅広い獣医学領域に対応できる点で有意義。

③教育体制の充実

- 予算面や定員管理の弾力化といった法人化のメリットを活かして、10名規模の教員増など自助努力が各大学で活発化している。
- このような自助努力は、評価・尊重されるべき。

④国の支援

- 次の点で国の支援が必要。
 - ・ 効果的な臨床教育を行い得ると評価される大学に対する附属家畜病院の施設設備の整備改善。
 - ・ 複数の大学の有機的な連携の取組。
 - ・ 人獣共通感染症に対する新たな知見の創出に向けた取組。

⑤今後

- 現在各大学で獣医学教育の充実への取組が活発化している中で、その成果を今後評価・検証していくことが重要。

平成16年「国立大学における獣医学教育に関する協議会」提言の実施状況

【協議会提言の主な内容】

- ① 大学間の連携協力による充実
- ② 教育研究体制の充実に対する自主的・自律的な努力の必要性
- ③ 附属家畜病院の機能の充実
- ④ 大学間連携や人獣共通感染症の教育研究など教育研究環境の充実に向けた国の支援の充実

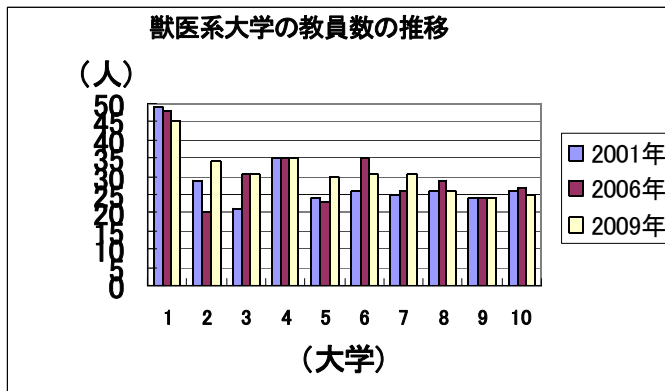
【国立10獣医系大学の実施状況】

① 大学間の連携協力による充実 ⇒連携協力の更なる充実が必要

- (1) 大学間の教育課程連携 … 一部の大学(3大学)、一部の実習科目で実施
- ・ 帯広畜産大学、鳥取大学が、農水省補助事業を受託して、産業動物獣医師修業実習(1週間以上)を実施し、他大学生を受入れ
 - ・ 北海道大学が、牧場実習で麻布大学等を受入
- (2) 大学間の施設等の共同利用…国立大学では、上記(1)の事例以外なし

(参考) 学外他機関との連携…国立9大学で、農業共済組合、動物園、家畜保健衛生所等と連携

② 教育研究体制の充実に対する自主的・自律的な努力 ⇒体制充実に向けて更なる取組が必要

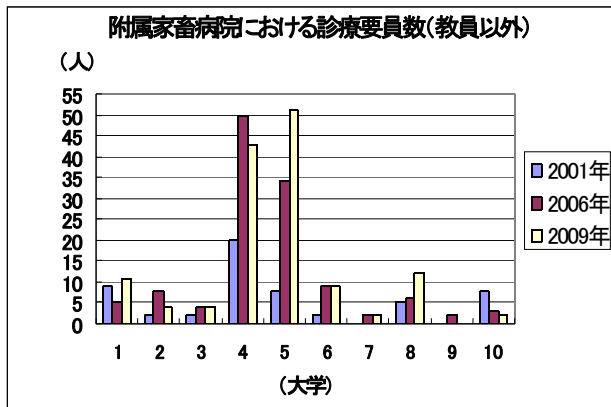
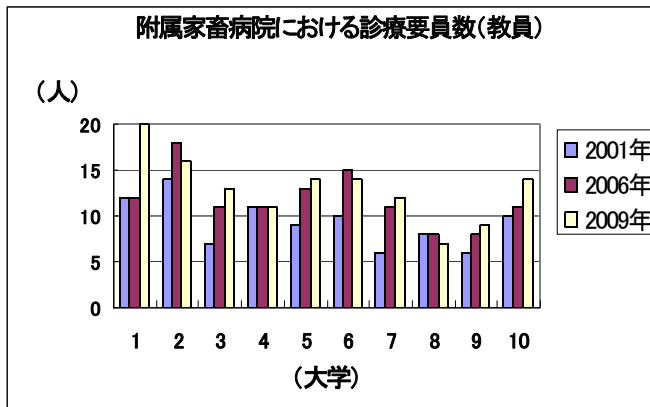


- ・ 2001年(H13年)から増加…5大学
- ・ 2001年(H13年)と同人数…3大学
- ・ 2001年(H13年)から減少…2大学

(*) 出典：文部科学省調べ

③ 附属家畜病院の機能の充実 ⇒教員体制の充実に向けて更なる取組が必要

- (1) 教員等の配置体制
→2001年(H13年)から殆どの大学で増加(10大学中9大学)
(増要因) ・兼任教員数、有給獣医師(診療専従)、無給研修医、動物看護師の増
(課題) ・専任教員数は増加せず(1, 2名)、無給研修医の増
- (2) 施設設備の充実
→2001年(H13年)から全ての大学で増加(10大学中10大学)
(配置された診療機器の例)
X線CT検査システム、超音波診断装置、動物用内視鏡システム等



(*) 出典：文部科学省調べ

(3) 附属家畜病院に勤務する教員の勤務実態

附属家畜病院に勤務する教員の勤務実態(国立)

		年間授業担当単位数	附属家畜病院への週当たり出勤日数	附属家畜病院への週当たり診療時間数
教授	専任	12.17	4.29	25.43
	兼任	14.12	3.05	17.72
准教授	専任	10.13	3.00	30.00
	兼任	11.22	3.38	19.00
講師	専任	—	—	—
	兼任	10.44	3.00	12.60
助教	専任	3.42	4.33	21.67
	兼任	4.74	3.82	22.59
助手	専任	0.00	5.00	36.00
	兼任	—	—	—
合計	専任	6.43	4.16	22.62
	兼任	8.10	2.65	14.38

附属家畜病院に勤務する教員の勤務実態(私立)

		年間授業担当単位数	附属家畜病院への週当たり出勤日数	附属家畜病院への週当たり診療時間数
教授	専任	4.26	4.80	25.00
	兼任	14.16	2.06	12.22
准教授	専任	9.01	4.33	21.42
	兼任	12.12	2.78	17.44
講師	専任	2.01	2.00	12.25
	兼任	12.98	2.76	16.67
助教	専任	3.93	4.25	30.00
	兼任	8.85	3.00	15.44
助手	専任	0.00	5.00	37.50
	兼任	2.70	2.40	19.20
合計	専任	3.20	3.40	21.03
	兼任	8.47	2.17	13.50

(参考) 教員の担当単位数 : 専任教員数 38.69人 担当単位数 1.76 (全国大学平均)

(*) 出典：文部科学省調べ

④ 大学間連携や人獣共通感染症の教育研究など教育研究環境の充実に向けた国の支援の充実（主な支援）

(i) 国立大学特別教育研究経費

- 北海道大学「国立獣医系大学による標準的な基盤教育プログラムの開発」（平成20年）
- 帯広畜産大学「獣医農畜産分野における国際協力人材の育成」（平成19年）
「人獣共通原虫病の制圧」（平成20年）
- 岩手大学「HACCP（ハサップ）システムで食の安全を担う専門職業人の養成」（平成19年）
- 東京大学「感染症対策研究連携事業－感染症国際研究センターの設置－」（平成20年）
- 岐阜大学「人獣感染防御研究センターにおける事業の推進」（平成17年）
- 鳥取大学「鳥由来人獣共通感染症疫学研究センターにおける事業の推進」（平成17年）
- 宮崎大学「人獣共通感染症教育モデル・カリキュラムの開発」（平成17年）

(ii) 国公私を通じた大学教育改革の支援

- 質の高い大学教育推進プログラム
 - ・帯広畜産大学「大動物総合臨床獣医学教育プログラム」（平成20年）
 - ・酪農学園大学「酪農場での長期実習を組み込んだ新教育方式」（平成20年）
- 社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム
 - ・帯広畜産大学「食品衛生にかかわる人材育成プログラム」（平成20年）
- 現代的教育ニーズ取組支援プログラム
 - ・東京大学「畜産物の安全安心を保障する人材の育成教育」（平成20年）
- 大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム
 - ・鳥取大学・岐阜大学・京都産業大学
 - 「獣医・動物医科学系教育コンソーシアムによる社会の安全・安心に貢献する人材の育成」（平成21年）

(iii) 私立学校施設整備費補助金及び私立大学等研究設備整備費補助金等

- 私立大学学術研究高度化推進事業
 - ・日本獣医生命科学大学「ゲノム・プロテオーム解析による予防獣医学の展開」（平成17年）
- 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業
 - ・日本大学「人獣共通感染症の戦略的国家疫学研究の推進と若手研究者の実践的育成」（平成21年）
- 私立大学学術研究高度化推進事業
 - ・北里大学「高度画像解析技術を駆使したがん治癒率向上に関する研究」（平成19年）
「伴侶動物の重要疾患に対する分析イメージングの応用」

獣医学教育の改善・充実に係る調査研究協力者会議
教育内容に関する小委員会報告
(平成21年7月22日)

1. 教育内容に関する小委員会の設置趣旨

- ・ 現在、獣医学教育の改善・充実に係る調査研究協力者会議において、獣医学教育の在り方について議論が行われている。
- ・ 協力者会議において特に充実が必要との指摘がある臨床教育や公衆衛生教育を含めた獣医学教育が、実際に各大学において、どのような教育内容・教育研究体制で行われているかについて分析を行い、必要な改善方策を検討するために教育内容に関する小委員会を設置した。
- ・ 小委員会では、必要とされる教育内容を整理した上で、大学における教育内容（シラバス）との比較を行い、大学教育の現状について分析を行った。

2. 比較のために整理した教育内容について

- ・ 食の安全に関する関心の高まり、鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症の拡大、伴侶動物の疾病の多様化等により獣医師に求められる社会ニーズは高度化・多様化している。
- ・ またグローバル化に伴い獣医学教育の国際通用性の確保が求められるなかで、欧米諸国と比較して、教育内容や教育研究体制の充実が求められている。
- ・ このような課題に対応するため、我が国の獣医学教育において必要とされる教育内容を整理するにあたっては、獣医学教育の内容を導入教育・基礎獣医学分野・応用獣医学分野・臨床獣医学分野に分類した上で、社会ニーズの高まりや国際通用性の確保に対応するために全ての大学において共通的に最低限実施する必要があると考えられる科目を設定し、その履修内容について整理した。
- ・ その際、これまで関係団体間で協議されてきた『標準的カリキュラム』を基に、抽象的であった科目名の具体化、分野間・科目間の単位数の見直し、必要とされる履修内容の精査を行った。

3. 大学における獣医学教育の状況及び改善の方向性について

- ・ 大学における獣医学教育の分析にあたっては、平成20年度の16の獣医系大学のシラバスを基に、必要とされる教育内容がどの程度教育されているか、専門性を備えた教員が担当しているか、教員の担当単位数が過重になっていないかという観点について分析を行った結果、以下の点が明らかとなった。

(1) 各分野の分析結果と改善方策

① 導入教育について

【現状と課題】

- ・ 獣医法規を除く導入教育（獣医学概論・獣医倫理）は教育内容・教育体制ともに不十分で、多くの大学で体系だった教育はなされていなかった。規模タイプ1の獣医師養成課程^{*1}（専任教員45名～58名）と比べ、規模タイプ2の獣医師養成課程（専任教員24名～34名）においてその傾向が強い。
- ・ 獣医学概論では獣医師の職域や役割、関係する国際機関についての教育内容が不十分で、獣医倫理ではペットの安楽死や地球環境の保護に関する獣医師の役割についての教育内容が十分に取られていない。このことは、社会の情勢を踏まえた獣医学を学生に学ばせる動機付け教育に課題があると言える。
- ・ また、導入科目の担当教員が非常勤講師であったり、教育内容が各研究室の紹介で終わっている場合が多く、当該大学での獣医学教育の理念を伝える機会が活用されていない。

【改善の方向性】

- ・ 導入教育の意義の明確化とともに、導入科目の幅広い教育内容を統括し、コーディネートができる教員が必要。

② 基礎獣医学について

【現状と課題】

- ・ 基礎獣医学分野の中でも古典的な講義科目（解剖学、生理学、病理学、薬理学等）はどの大学においても概ね教育されているが、動物行動学や免

*1 平成20年5月1日時点で我が国には16の獣医師養成課程を持つ大学があり、そのうち専任教員のが比較的多い大学7校（専任教員45名～58名）を規模タイプ1の獣医師養成課程、専任教員の少ない大学9校（専任教員24名～34名）を規模タイプ2の獣医師養成課程と便宜上区分した。

疫学等の比較的新しく必要とされるようになった科目は大学によっては教育内容が不十分である。

- ・ 実習科目は講義科目と比較して内容が不十分であり、特に生化学実習（脂質の定性・定量、RNA解析等）、薬理学実習（薬効判定の一部、消化吸収・血液・腎臓系の薬物作用等）、実験動物学実習は大学によっては教育内容が不十分である。
- ・ 動物育種学や動物行動学、免疫学においては専門性を備えた教員を確保できていない大学がある。

【改善の方向性】

- ・ 実習の充実を図ると共に、基礎分野の中で比較的新しい科目に対応できる教員の確保、教育体制の充実が必要。

③ 応用獣医学について

【現状と課題】

- ・ 応用獣医学分野も基礎分野同様、古典的な講義科目（微生物学、寄生虫学、家禽疾病学、魚病学）はどの大学でも概ね教育されている。比較的新しい科目や内容が高度化している科目（野生動物学（野生動物の疾病等）、環境衛生学（環境問題、環境衛生分析、環境アセスメント等）、獣疫学（標本調査、臨床疫学等））は大学によって教育内容が不十分である。
- ・ 従来一括りであった公衆衛生関連科目は、教育内容の範囲が広いにもかかわらず教員数が少なく、多くの大学で微生物学又は感染症学を専門としている教員が担当しているため、環境衛生学や獣疫学に関する教育内容が十分でない。本来は、毒性学、人獣共通感染症学、食品衛生学、環境衛生学、獣疫学のそれぞれの分野における専門性を持った教員が必要である。
- ・ 応用分野の実習科目の教育内容の充実度は最も低く、寄生虫学実習以外の実習は、多くの大学で教育内容が不十分（環境衛生学実習（環境影響評価、環境汚染物質、施設見学等）、動物衛生学実習（飼育衛生、疾病予防等）、毒性学実習（急性毒性試験、解毒酵素誘導試験等）、獣医公衆衛生学実習（食肉の医薬品残留検査等）、食品衛生学実習（食品添加物検査、食中毒検査等））であり、公衆衛生等の社会的要求が高まっている分野における教育内容に課題がある。
- ・ 公衆衛生学関連の実習で重要な実際の現場（と畜場、食品工場等）での見学が衛生上・管理上等の問題から困難となっており、実務教育として不十分である。

- ・ 毒性学や野生動物学や魚病学では専門性を持った教員を確保できていない大学が多く、その傾向は特に規模タイプ2の獣医師養成課程で顕著である。

【改善の方向性】

- ・ 公衆衛生関連科目を中心とした社会ニーズが高まっている分野の教員の確保、教育内容の充実が必要。特に実習科目の教育内容の改善や実務に関する教育の充実が必要。
- ・ 衛生上・管理上の問題から困難となっている公衆衛生関連施設の見学について、関係機関と連携して、実施方法や実施条件について検討することが必要。

④ 臨床獣医学について

【現状と課題】

- ・ 臨床獣医学分野の講義は他の分野と比べて、教育内容が十分とは言えない。講義科目は内科学総論や外科学総論、臨床繁殖学と言った古典的な科目はどの大学においても概ね教育されているが、臨床薬理学や動物行動治療学、臨床栄養学（代謝プロフィール、食餌療法等）、産業動物臨床学（馬の疾病等）、臨床病理学といった基礎分野で学んだ理論を実践につなげる科目は、多くの大学で教育内容が不十分である。
- ・ 産業動物臨床学では、群管理の教育ができていない大学とできていない大学に大きく分かれ、また、多くの大学で対象動物として牛以外の家畜が扱われていない。
- ・ 眼科学や歯科・口腔外科学、臨床腫瘍学といった高度な技能の習得を目的とする科目は、規模タイプ1の獣医師養成課程では概ね教育されているが、規模タイプ2の獣医師養成課程では教育内容が不十分である。
- ・ 放射線学実習はほとんどの大学で教育されていないため、獣医療法施行規則の一部改正に伴い今後必要となる核医学等がほとんど教育されていない。

【改善の方向性】

- ・ 理論を実践につなげる教育の充実が必要。
- ・ 実習に際し取り扱う動物種について、可能な限り複数種の代表的な患者に触れる機会を設けることが必要。
- ・ 特に規模タイプ2の獣医師養成課程は疾病の多様化・高度化に対応した科目の教育内容を充実させるため、専任教員の充実が必要。また、実習科目の教育内容を充実させるため、実習を行う専任教員（主として助教、講師等）の充実が必要。

⑤ 分野間の比較

【現状と課題】

- ・ 講義科目については、基礎分野は比較的充実しているが、応用分野、臨床分野は教育内容が不十分な科目が散見され、導入分野は不十分な科目が多い。
- ・ 実習科目については全分野を通して講義科目よりも教育内容が不十分であり、特に応用分野でその傾向が顕著である。
- ・ 教育体制は導入教育を除いては概ね専門性を持った教員が担当しているが、規模タイプ2の獣医師養成課程は専任教員一人あたりの担当単位数が多い。

【改善の方向性】

- ・ 基礎分野で学んだ理論を実践につなげる臨床科目の充実や、応用分野における実習科目等、実務教育の充実が必要。

⑥ その他

【現状と課題】

- ・ 専門家のいない授業科目を複数人で担当している科目の教育内容は、偏りがあり、全体的なバランスに欠けるケースが多い。それに比べて、他学科の教員あるいは外部からの非常勤講師であっても、専門家による授業内容は履修項目のバランスがよく、教育体系もよく精査されている。
- ・ 応用分野において、国内における毒性学、疫学、環境衛生学などの研究者の絶対数が不足している。
- ・ 臨床分野の一部では教員（主として准教授）が不足している。
- ・ 特に実習に関して、専任教員であっても専門分野の違いにより、専門分野を重点的に教育する一方で、専門外の分野では実習項目の教育がなされていないなど、教育内容に偏りがある。

【改善の方向性】

- ・ 研究者が不足している分野においては、研究者の計画的な育成が必要。
- ・ また、大学内、大学間、関係機関との連携・協力を促進し専任・兼任にかかわらず専門性を有する教員の確保が必要。
- ・ 共通的な教育内容（コア・カリキュラム）の整備や共通テキストの作成等の取組により、教育内容の平準化を図ることが必要。実習の在り方や実施方法についても検討が必要。

(2) 大学ごとの分析結果

① 獣医師養成課程の規模による比較

【現状と課題】

- ・ 規模タイプ1の獣医師養成課程の方が、兼任教員に依存する単位数が少ない。
- ・ 規模タイプ1の獣医師養成課程の方が、全ての分野において教育内容・教育体制が充実している。基礎分野の講義、応用分野の講義、臨床分野の実習は両者の差が比較的が小さく、導入教育、臨床分野の講義、応用分野の実習は差が大きい。全大学を通して教育内容が不十分である分野ほど、両者の差が大きい。
- ・ 規模タイプ1の獣医師養成課程においても、環境衛生学（講義、実習）、放射線実習など充実度が不十分な教育内容が見られた。
- ・ 教員の担当単位数については、規模タイプ1の獣医師養成課程に比べて規模タイプ2の獣医師養成課程は、講義が1.42倍、実習が1.19倍となっている。

【改善の方向性】

- ・ 大学内及び関係大学の他分野等の教員の活用が必要。規模タイプ2の獣医師養成課程においては専任教員の充実が必要。

② 学生／教員比の高い大学と低い大学

【現状と課題】

- ・ 教員一人当たりの学生数を見ると、5～8名が11大学、10名が1大学、17～19名が4大学と三極化していた。
- ・ 学生／教員比の高い大学は、特に実習科目において複数回に分けて実施するなど教員にとって負担となっている。

【改善の方向性】

- ・ 十分な教育、特に実習を行うのに適切な教員対学生の割合の検討も今後必要。

(3) その他の分析

① 産業動物の患畜数の多い大学と少ない大学

【現状と課題】

- ・ 産業動物の患畜数が全くいないところや十数頭に留まる大学があるなど、学生が産業動物に触れあう機会の確保に差がある。
- ・ 産業動物の患畜数の多い大学、又は大学立地の環境などと、卒業生の産業動物診療分野への就業割合は一定の相関関係が見られる。

【改善の方向性】

- ・ 産業動物の患畜数の少ない大学は、産業動物の患畜数の多い大学や近隣都道府県の農業団体等と連携することによって、学生が産業動物に触れる機会を確保することが必要。

② 公衆衛生獣医師の就業者数の減少

【現状と課題】

- ・ 公衆衛生獣医師の多くが加入する全国公衆衛生獣医師協議会の新規加入者数は、平成15年以降急激に減少している。この間、獣医系大学において制度改革等がなされたわけではなく、各大学における教育内容も大幅に変更があったとは考えられず、急減の要因は不明である。

【改善の方向性】

- ・ 大学における教育以外に急減の要因がある可能性はあるが、学生が公衆衛生獣医師の職域と魅力を十分に理解するためには、獣医系大学においても公衆衛生関連の研究機関と密接に連携し、教育内容の充実や公衆衛生行政に明るい教員の確保等が必要。

4. 今後の獣医学教育の改善に向けて

- ・ 今回の分析に用いた科目及び履修内容は、我が国の全ての獣医系大学において共通的に最低限実施する必要があると考えられる教育内容である。
したがって、本報告で指摘する課題が該当する大学においては改善の方向性を参考に改善に取り組むとともに、大学の取組を促進するような国の支援策が求められる。
- ・ 獣医師養成課程の規模の比較で見ると、規模タイプ1の獣医師養成課程の方が、全ての分野で教育内容、教育体制ともに充実しており、とりわけ、導入教育、臨床分野の講義、応用分野の実習において差が大きく、教育内容と教育体制の充実度に相関性が見られる。しかし、規模タイプ1の獣医師養成課程においても全ての分野で教育内容・教育体制が充足しているというレベルには達していない。
- ・ 教育研究体制を充実するには、まずは専門性を有する専任教員の確保が必要であるが、学内の関係学科、関係大学、学外の関係機関との連携等により、専門性を有する教員の協力を得ることも考えられる。また、専門家が不足している分野においては、今後若手教員・研究者の育成を図ることが重要である。

- 今後、大学教育の質保証の観点からも、本小委員会の検討を踏まえ大学
・ 関係学協会が中心となり共通的な教育内容（コア・カリキュラム）を整理するとともに、獣医学分野の質保証の在り方の具体的検討を併わせて行うことが必要である。
- 同時に、各大学においては将来的な分野別第三者評価の実施を見据えつつ、授業内容をより具体的に記載したシラバスを作成し、学生や第三者に対して積極的に公開することによって教育状況の透明性を高めることが求められる。
- その上で、各大学においては獣医師や獣医学教育に対する社会ニーズの高まりに対応していくためには、共通的な教育内容に加えて専門分野・職域別に特化した専修教育を大学の特色に応じて行い、即戦力として社会の期待に応えられる獣医師を輩出することが期待される。

平成22年11月
農林水産省

「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の概要

1 基本方針の見直しの経緯

(1) 制度の仕組み

獣医療法（平成4年法律第46号）第10条において、農林水産大臣は、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）を獣医事審議会の意見を聴いて定めなければならないとされている。

また、同法第11条において、都道府県は、基本方針に即して、地域の実態を踏まえ、当該都道府県における「獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」を定めることができるとされている。

(2) 新たな基本方針の必要性

平成12年12月に策定された第2次基本方針は、その目標年度が平成22年度とされている。このため、獣医事審議会計画部会において基本方針の見直しについて審議が行われ、本年8月31日に平成32年度を目標年度とした新たな基本方針を公表したところ。

2 新たな基本方針の概要

(1) 産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保

(ア) 獣医師の確保対策

- ・ 獣医系大学の学生が産業動物診療や行政分野に触れる機会を増大するとともに、これらの分野へ就業・定着を図る取組を推進
- ・ 獣医師の労働をめぐる環境を改善

(イ) 獣医療関連施設の相互の機能の連携等

- ・ 病性鑑定機能の充実等、口蹄疫のような家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化
- ・ 診療獣医師が防疫指導に係る知識・技術等の修得を図る機会を増大し、緊急時の防疫指導を実践する獣医師を養成
- ・ 診療獣医師が集団衛生管理技術、農場経営等に関する知識・技術の修得を図る機会を増大し、管理獣医師を養成

(2) 小動物分野における獣医療の確保

- ・ 新規獣医師が実践的な診療技術の修得等を図る機会を増大

(3) 獣医療に関する技術開発

- ・口蹄疫等の家畜伝染病の予防・まん延防止のための技術開発及びその成果の普及等について、産学官が連携して推進

(4) 獣医療に関する国民の理解を醸成

- ・食品の安全性や獣医療に対する信頼の向上を図るため、獣医療の果たす役割について国民の理解を深めるための取組を推進

(5) その他

- ・国及び都道府県は、取組状況について定期的に検証

口蹄疫対策検証委員会報告書（概要）

第1 はじめに

- 口蹄疫は、国際連合食糧農業機関などが「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例。
伝染力が他に類を見ないほど強く、一旦感染すると、長期にわたり畜産業の生産性を著しく低下させ、また、外見上治癒したように見えても、継続的にウイルスを保有し新たな感染源となる可能性。
- 口蹄疫がまん延すれば、畜産物の安定供給を脅かし、地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、国際的にも口蹄疫の非清浄国として信用を失うおそれ。このため、現在の科学的知見のもとでは、口蹄疫清浄国では、早期発見及び迅速な殺処分・焼埋却を基本として防疫対応を講じているところ。
- 最近、アジアで活発な流行がみられる中で国際的な人や物の往来が増加していることから、口蹄疫ウイルスは国内に侵入する可能性があるという前提に立ち、実効ある防疫体制を早急に整備する必要。
- 最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」さらに「初動対応」。ここに関係者が力を注ぐことが結果的に国民負担も小さくすることにつながる。

第2 今回の防疫対応の問題点

- 10年前の口蹄疫の発生を踏まえて作られた防疫体制が十分に機能しなかった。国と宮崎県・市町村などとの役割分担が明確でなく、連携も不足していた。
- 豚への感染が起こったことなどにより急激に発生件数が増加し、5月はじめには防疫方針の改定が必要となっていた。5月19日に殺処分を前提とする緊急ワクチン接種が決定されたが、結果的に決定のタイミングは遅かったと考えられる。
- 宮崎県が所有する種雄牛の特例措置は現場に多くの混乱をもたらした。
- 国際空港・海港においては靴底消毒などの検疫措置を実施していたが、オーストラリアやニュージーランドのような徹底した入国管理は実施されていない。
- 畜産農家段階において飼養衛生管理基準が守られていたとは言い難い。バイオセキュリティのレベルが高いはずの宮崎県の畜産試験場、宮崎県家畜改良事業団、JA宮崎経済連の施設でウイルスの侵入を許したことを、関係者は深刻に受け取ることが必要。また、飼養衛生管理基準の内容自体も緊迫感や具体性に欠けていた。

- 宮崎県の家畜防疫員一人あたりの管理頭数・農家戸数は他県に比べて格段に負担が大きく、この結果、農場の所在地、畜種、頭数などについての把握を宮崎県では十分に行っていなかった。
- 今回の事例では、異常畜の発見の見逃しや通報の遅れがあり、感染を広げる大きな原因となった。
- 診断確定後24時間以内の殺処分、72時間以内の埋却ができなかったことが感染を拡大させた。殺処分・埋却などの具体的な作業のイメージがないため、作業が円滑に進まなかった。
- 今回、我が国で初めて、健康な家畜にも殺処分を前提としたワクチン接種が行われたが、経済的な補償を含めた法的裏付けがなく、その決定及び実行に時間がかかった。
- 我が国では国際競争力強化や生産効率向上のため、規模拡大政策が進められてきた。大規模化に伴って、規模に見合う防疫体制がとられるべきだが、必ずしもそうした体制がとられていなかった。

第3 今後の改善方向

1 国と都道府県・市町村などとの役割分担・連携の在り方

- 国・都道府県・市町村などの役割分担を明確にし、
 - ・ 防疫方針（予防、発生時の初動、感染拡大時の対応など）の策定・改定は、国が責任をもって行う、
 - ・ 防疫方針に即した具体的措置は、都道府県が中心となって、市町村・獣医師会・生産者団体などとの連携と協力の下に迅速に行う、
ことを基本とすべき。
- また、国は、防疫方針の策定・改正に責任を持つとともに、その方針に即した都道府県段階の具体的措置が確実に行われるよう、
 - ・ 日ごろから各都道府県段階の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況、市町村・獣医師会・生産者団体などとの連携状況などを把握し、必要な改善指導を行う、
 - ・ 定期的に全国一斉及び都道府県ごとの防疫演習を行う、
 - ・ 発生時に直ちに、具体的措置に習熟し必要な資材も準備した緊急支援部隊などを派遣する、
などの支援を行うべき。

2 防疫方針の在り方

- 国が定める防疫方針については、海外における発生の状況や、科学的知見・技術の進展などを常に把握し、常に最新・最善のものとしておくべき。

- 初動対応で感染拡大が防止できない場合には、速やかに防疫方針を改定することが必要。国は第1例の発生後直ちに防疫の専門家を現地に常駐させ、感染の実態を正確に把握した上で、感染拡大を最小限とするための防疫方針の改定を判断できるようにすべき。
- 種雄牛を含め畜産関係者の保有する家畜については、特例的な扱いを一切認めるべきではない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液による遺伝資源の保存、種畜の分散配置などにより、リスク分散を行うべき。

3 我が国への口蹄疫ウイルス侵入防止措置の在り方

- オーストラリアをはじめ諸外国の例もよく研究した上で、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入を防止するための措置を強化すべき。

4 畜産農家の口蹄疫ウイルス侵入防止措置の在り方

- 口蹄疫の発生防止のためには、日ごろからの畜産農家のウイルス侵入防止措置が何よりも重要。都道府県は、畜産農家に飼養衛生管理基準を確実に遵守させるため、家畜防疫員による定期的な立入検査を行うべき。
- 飼養衛生管理基準を遵守していない畜産農家に対しては、何らかのペナルティを課すべき。
- また、飼養衛生管理基準の内容をより具体的なものとする必要がある。
- 飼料や家畜、生乳などの運送などで農場間を移動する車両については、日ごろから消毒を徹底すべき。複数農場に立入りする獣医師、人工授精師、削蹄師、家畜運搬業者、死亡獣畜処理業者、飼料運搬業者などについても消毒を徹底すべき。
- たい肥場の設置場所、消毒方法などについて十分注意が必要。

5 発生時に備えた準備の在り方

- 都道府県は、農場の所在地、畜種、飼養頭数、飼養管理の状況などを日常的に把握しておくべき。また、こうしたことが的確に行えるよう、全国平均に比べて家畜防疫員の数が少ない都道府県は家畜防疫員の増員に努めるべき。
- 都道府県は、埋却地の確保状況を把握し、埋却地を十分に確保できていない畜産農家に対して必要な指導を行うとともに、畜産農家による事前確保が十分でない場合の対応を準備すべき。

6 患畜の早期の発見・通報の在り方

- 口蹄疫が発生した際には防疫措置が一日遅れても被害が飛躍的に増大。このため、早期の発見・通報を徹底するための手段として、具体的な通報ルールを作るべき。
例えば、国があらかじめ示した一定の症状に照らし、口蹄疫を否定できない家畜については、症状が分かる写真を添付した検体を直ちに国（動物衛生研究所）に送るといったルールを定めるべき。
- ルールに従って通報した畜産農家の患畜・疑似患畜については十分な財政支援を行うようにするとともに、ルールに従わずに通報が遅れた畜産農家、都道府県などに対しては、何らかのペナルティを課すべき。

7 早期の殺処分・埋却などの在り方

- 都道府県は早期に殺処分・埋却などが確実に終了するよう、日ごろから埋却地の事前確保、作業のやり方・手順の明確化、民間獣医師、自衛隊などとの協力体制の整備を進めておくことが重要。
- 国は、今回の経験を踏まえ、作業現場で実践的に活用できる作業マニュアルを定め、防疫演習により、現場に定着させておくべき。また、日ごろから作業に習熟した人材から成り、必要な資材も準備した緊急支援部隊を用意すべき。

8 その他の初動対応の在り方

- 都道府県は、口蹄疫が発生した場合を想定し、日ごろから消毒ポイントの具体的な設置場所や消毒方法について準備しておくべき。

9 初動対応では感染拡大が防止できない場合の防疫対応の在り方

- 初動対応では感染拡大が防止できない場合の防疫方針については、国が責任をもって機動的に対応する必要がある、第1例の発生後直ちに防疫の専門家を現地に常駐させ、的確に判断できるようにすべき。
- ワクチンに安易に依存すべきではなく、現在のワクチンの限界などについても、十分な周知を図るべき。
- 初動防疫では感染拡大が防止できないときの対策として、経済的補償も含めて、予防的殺処分を家畜伝染病予防法に明確に位置付けておくべき。

10 防疫の観点からの畜産の在り方

- 畜産の在り方については、規模拡大や生産性の向上といった観点だけでなく、防疫対応が的確に行えるかという観点から見直すべき。

- 飼養規模・飼養密度などを含めた畜産経営の在り方について、一定のルールを定めたり、コントロールしたりできるように法令整備も検討すべき。
- 大規模経営については、感染した場合の影響が大きいことから、早期の発見・通報などが確実に行われるようにするため、
 - ・ 家畜保健衛生所・獣医師会などと連携のとれる獣医師を置く、
 - ・ 現場の管理者に対し獣医師・家畜保健衛生所へ速やかに通報することを社内ルールで義務付ける、
 などの手当が必要。

11 その他

- 産業動物に関する獣医療体制を実効のあるものとするように強化推進すべき。
- 伝染病の拡大防止を図るためには、畜産農家に発生農場の場所などに関する基本的な防疫情報を提供することは必須。都道府県は、発生農場への取材の殺到や感染拡大などが起こらないようマスコミの協力を求めた上で、地域の畜産農家などに対して情報提供を的確に行うべき。
- 口蹄疫の検査方法、ワクチン、抗ウイルス薬、消毒の方法・効果など、口蹄疫全般について実効性の高い研究を進めるべき。動物衛生研究所については、国立の機関として位置付けることについても検討すべき。
- 侵入経路の早期特定を容易にする観点から、今後は、畜産農家に人、車両などの出入りを正確に記録することを義務付けるべき。

第4 おわりに

- 本報告書を踏まえて、
 - ・ 国においては、家畜伝染病予防法の改正、的確な防疫指針の提示をはじめとした様々な具体的な改善措置を早期かつ着実に実施すること、
 - ・ 都道府県においては、具体的防疫措置の実行責任者であることを深く自覚し、国の防疫指針に基づき、市町村・獣医師会・生産者団体などとの連携・協力をしつつ、予防、発生時に備えた準備、発生時の早期通報や的確な初動対応に万全を期すこと、
 - ・ 畜産農家には、人・車・物の出入りに際して消毒に万全を期し、自らの農場にウイルスを侵入させないようにするなど、衛生管理を適切に実施すること、
 を期待。
- 最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」さらに「初動対応」であり、関係者がこの点に力を傾注することを強く期待。



22消安第1514号
平成22年6月30日

別記 あて

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

獣医学生の実習における獣医師法第17条の適用について

獣医学を履修する課程に在籍する大学生（以下「獣医学生」という。）が臨床実習において他者が所有する飼育動物に対して行う診療行為が、獣医師法（昭和24年法律第186号。以下「法」という。）第17条の規定に抵触し、法第27条第1号の規定により2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとされている罰則（以下「無免許獣医業罪」という。）が適用されるか否かについて、今般、下記のとおり考え方を整理したので、御了知の上、貴大学において臨床実習の充実に関する検討を進める際の参考にされたい。

記

1 基本的な考え方について

無免許獣医業罪が設けられている目的は、国民に質の高い獣医療を提供することにより、飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為を防止することで、飼育動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与することにある。

この場合において、臨床実習における獣医学生の診療行為については、その目的・手段・方法が、社会通念からみて相当であり、獣医師の診療行為と同程度の安全性が確保される限度であれば、基本的に違法性はないと解することができるものとする。

2 無免許獣医業罪が適用されない場合の条件について

この場合、獣医学生が臨床実習において他者が所有する飼育動物に対して行う診療行為が、獣医学教育の一環として新規獣医師の資質向上に資するものであれば、「飼育動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与する」という法の目的に合致すると考えられる。

加えて、各大学のガイドラインにより、獣医学生に許容される診療行為について、

- ① 侵襲性（生体に与える危害・損傷の程度）のそれほど高くない一定のものに限られること
- ② 獣医学教育の一環として、一定の要件を満たす指導教員によるきめ細かな指導・監督・監視の下に行われること
- ③ 臨床実習を行わせるに当たって事前に獣医学生の評価を行うこと

を条件とするならば、獣医学生が診療行為を行っても、獣医師が行う場合と同程度の安全性を確保することができる。

さらに、獣医学生が診療行為を行う手段・方法についても、上記の条件に加え、

④ 飼育動物の所有者の同意を得て実施すること

とすれば、社会通念からみて相当であると考ええる。

したがって、獣医学生が上記に掲げた条件の下に診療行為を行う場合には、少なくとも獣医師法上の違法性はないものとして考える。

3 本解釈に基づく具体的な判断について

なお、臨床実習における獣医学生の飼育動物に対する診療行為が上記の条件を満たしているかの判断については、臨床実習現場の状況や獣医系大学のカリキュラムが大学ごとに異なること等を考慮し、獣医学的知識を有する専門家の意見を踏まえて、判断されることが適当である。